

行財政改革推進委員会から今後の改革の方向性が示されました

～ 答申「持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて」の概要～

行財政改革推進委員会は、1月21日に市長から諮問を受け、今後の行財政改革の基本的な考え方について検討を重ねてきました。11月10日に市長に答申が提出されましたので、概要をお知らせします。市では、今後この答申に基づき、具体的な改革プランを策定します。

なお、答申の全文は、情報公開コーナー（両庁舎1階）図書館、市HPでご覧になれます。

企画政策課 田（☎460-9800）

❖はじめに

間もなく合併後10年を迎えるなかで、西東京市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。今後、さらなる行財政改革を推進していくに当たっては、これまでの取り組みを適正に評価したうえで、その成果と課題を的確に把握し、次の改善活動に活かしていくという考え方に立つことが重要であると考えます。

こうした観点から、西東京市が推進すべき行財政改革の今後の方向性について、以下に示すとおり提言します。

I 第二次行財政改革の総括

経常収支比率および実質経常収支比率については、目標の達成は困難であると見込まれており、改善に向けた一層の工夫が求められます。

一方、基礎的財政収支、市債現在高倍率、財政調整基金現在高比率については、これまでは比較的良好な値を維持してきましたが、予断を許さない事情もあり、引き続き、市債や基金に関する適正な管理が必要です。

II 第三次行財政改革の方向性

今後数年間に取り組みを行う際、立脚すべき基本方針として、次の3つの視点を提示します。

基本方針 I 市の現状を見据えた自立的な自治体経営の確立

市の財政規模の縮小が見込まれるので、安定した持続可能な自治体の経営を目指した取り組みを進めていくべき

です。
評価・検証に基づく行政運営・予算編成手法の充実

P D C A サイクルの仕組みをさらに充実させ、大局的な観点からの施策判断に基づき事業の見直しを進めるべきです。【重点課題 施策評価制度の効果的運用】

ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用

公共施設について、統廃合を含む適正配置や総運営経費の低減、環境への配慮など、ファシリティ・マネジメントの視点を取り入れていくことが必要です。【重点課題 公共施設の適正配置・有効活用】

基本方針 II 歳出抑制と歳入確保の両面にわたる行財政運営の効率化の徹底

歳入・歳出両面における効率化を目指す取り組みは、今後も行財政改革の中核になると考えられることから、引き続き推進すべきです。

行政内部の経常的な固定経費の削減 人件費や施設維持管理経費などの経常的な管理コストの削減について、シーリングなどの手法も活用しながら、引き続き取り組んでいく必要があります。【重点課題 人件費の抑制】

受益者負担の適正化
特定の市民を対象とするサービスについては、その受益の程度やサービスの特性に応じて、対象者に適正な負担を求めるべきです。【重点課題 特別会計の健全化】

安定的な歳入構造の確立

市税などの徴収率の向上などにより、安定的な歳入構造を確立することが必要です。【重点課題 徴収体制強化の検討】

新たな歳入項目の創出
他の自治体の先進事例などを参考にしながら、有料広告などの新たな発想による歳入の仕組みを、さらに拡大させていくことも有力な財源確保策となります。

基本方針 III 市民ニーズや地域特性を踏まえたサービス提供の仕組みづくり

市民の視点や地域の実情を政策立案に反映し、自治体が担う事務の範囲の拡大や広域的な課題に的確に対応できる仕組みづくりを進めることが必要です。

地域の多様な活動主体を活用したサービス提供

費用対効果やサービスの特性に応じて、最も適した実施主体やサービス提供方法を選ぶことのできる仕組みの検討が必要です。【重点課題 事務委託化などの推進】

市民目線による事務改善・効率化
より幅広い層の市民の要望や意見を適切に取り入れて、継続的に事務改善や効率化に取り組んでいくことが必要です。

成果を重視した組織運営体制の整備
地域性や市民感覚を反映した行政運営を実現するには、政策立案・検証機能の拡充や職員の意識の変革を図ることが不可欠です。

市の役割の拡大に備えた対応力の強

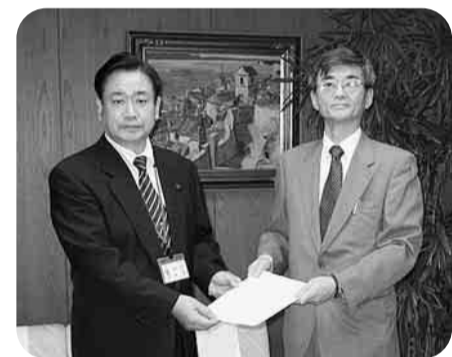
化
市が直接判断し責任を持つ事項の増大に備え、職員の専門性・政策立案能力の向上や視野の拡大、他団体との広域的な協力関係の強化に取り組むべきです。

なお、改革を推進するにあたっては、西東京市が特に注意する必要がある事項を経年比較でき、市の財政状況を総合的に判断することのできる指標を設定し、社会経済情勢の変化を考慮に入れた目標を設定すべきです。

こうした財政面を評価する指標に加えて、先にあげた重点課題についても何らかの評価指標を設定して、財政指標と同様に改革の成果を計る目安とすべきであると考えます。

❖結びに

この委員会答申に示した基本的考え方に基づき、市長をはじめとする西東京市の関係者すべての主体的かつ積極的な取り組みにより、当面の改革にとどまらず、将来を見据えた改革が実践されていくことを期待します。



坂口市長と答申書を手渡す横道委員長

ねずみの対策

ネズミに関する苦情・相談が多く寄せられています。快適な生活のためにネズミ防除に努めましょう。

人家で活動するネズミはクマネズミがほとんどです。下水溝などに住むドブネズミと比べて、警戒心が強く学習能力が高いため、毒えさやトラップにはなかなかかかってくれません。ねずみが息しにくい環境を作る「環境的防除」が効果的です。

侵入口をふさぐ

クマネズミは1 2cm以上の大きさの隙間なら通り抜けることが出来るので、建物の基礎や配管周りの隙間などから侵入してきます。また高いところに登るのが得意なので、柱と屋根の隙間などからも侵入できます。

金属たわし、きっこう（亀甲）金網、外壁用パテなどで隙間を塞ぎましょう。ねずみに容易にかじられないのでお勧めです。

えさを与えない

クマネズミは植物性の食べ物（サツマイモやにんじん^{など}）を好みますが、雑食性で何でも食べます。家の中をチェックして、えさになりそうなものは片付けましょう。

野菜や果物、米^{など} 冷蔵庫や戸棚、容器に保管しましょう。

生ごみ 容器に入れ、ふたをしましょう。

ペットのえさ、供え物、植木^{など} 夜は片付けたり、安全な場所に移したりしましょう。

巣を作らせない

クマネズミは紙くず、布切れ、ビニール袋などを集めて、天井裏や壁の中、物置など家の中の目につかない暖かい場所に簡単な巣を作ります。材料となるものを放置せず、巣を作りそうなところをできるだけ作らないことが大切です。

ねずみ防除の基本は環境対策ですが、その上で、トラップ（捕そ器・粘着シート）を仕掛けるとより効果が期待できます。

ねずみは隅から隅へと移動する習性があるので、壁沿いなどに仕掛けましょう。

環境保全課（☎438-4042）

?お困りのときに無料相談!

専門相談の予約開始 12月17日(木)午前8時30分から
(印については、12月4日(金)から受付中)
相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話で申し込んでください。
なお、予約開始日には窓口および電話が込み合い、電話がつながりにくくなる
ことがあります。ご了承ください。
予約・問い合わせ 田無庁舎2階市民相談室（☎460-9805）
保谷庁舎1階市民相談室（☎438-4000）

内 容	日 時	場 所
一般市民相談	毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時	田・保
法律相談	12月24日(木)・1月7日(木)・8日(金) 午前9時～正午 1月7日(木)は人権・身の上相談を兼ねる	田
	12月24日(木)は午前9時～正午で人権・身の上 相談を兼ねる 1月5日(火)・6日(水)午後1時30分～4時30分	保
人権・身の上 相 談	1月7日(木) 午前9時～正午	田
	12月24日(木) 午前9時～正午	保
専 門 相 談 (予 約 制)	12月25日(金) 午後1時30分～4時30分	田
	1月8日(金) 午後1時30分～4時30分	保
不 動 産 相 談	1月7日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	1月14日(木) 午後1時30分～4時30分	保
登 記 相 談	1月14日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	1月21日(木) 午後1時30分～4時30分	保
表 示 登 記 相 談	1月14日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	1月21日(木) 午後1時30分～4時30分	保
交 通 事 故 相 談	1月13日(水) 午後1時30分～4時30分	田
	12月24日(木) 午後1時30分～4時30分	保
年 金 ・ 労 災 ・ 雇 用 保 険 ・ 人 事 一 般 相 談	1月18日(月) 午後1時30分～4時30分	保
行 政 相 談	1月7日(木) 午後1時30分～4時30分	保
相 続 ・ 遺 言 ・ 成 年 後 見 等 手 続 相 談	1月15日(金) 午後1時30分～4時30分	保